

## 一般調査報告書

### フランスの地方公共団体による経済対策について

世界的な経済危機の影響は、もちろん、フランスにおいても例外ではありません。2008年12月、刻々と悪化する経済情勢に対応するため、フランス政府は260億ユーロ（3兆3,800億円；1€=130円で計算）規模の景気刺激策を発表しました。このなかには、2009年中の国営企業を通じた公共投資を今年に比べ40億ユーロ拡大するほか、自動車需要の喚起に向け新車への買い替えに1,000ユーロの補助金を交付する措置なども盛り込まれており、包括的かつ大型の景気刺激策であると言えます。こうした方策で来年のGDP成長率は0.6ポイント押し上げられるとされ、一時期のフランス政府はリセッションの回避に自信を示していたところです。

一方で、この大型経済刺激策のなかには、地域経済の回復を目指す地方自治体の動きを支援するための方策も含まれており、これを活用した地方発の経済対策もさまざまに実施されつつあります。

今回のレポートでは、これら地方自治体による経済対策を取り上げ、ご紹介したいと思います。

#### 1 政府による経済対策における地方公共団体の位置づけ

##### (1) 「付加価値税補償基金(FCTVA)」の前倒し交付

フランスにおいては、建設整備費支出に伴って地方公共団体が負担した付加価値税分については、「付加価値税補償基金(FCTVA)」から当該地方公共団体に還付される仕組みがあります。(日本に例えていうなら、地方公共団体の支出に課されている消費税が、施設整備などの投資的経費に限り、その地方公共団体に還付されるということです。)この基金による交付金については、投資的経費に充てられることとされており、地域経済への直接の還元が期待できます。この還付については、前々年度の支出分が還付されるのが通常のタイミングなのですが、これを前倒しして決算の翌年に交付することで、地方公共団体による積極的な地域投資を促すものです。2009年については、2010年交付予定の2008年支出分FCTVA(25億ユーロ)を前倒しで交付し、施設設備費の実質支出増額により地域経済の回復を目指す地方公共団体の動きを支援することとしています。

##### (2) 地域における大規模プロジェクトの促進

地方公共団体や、官民連携のもとで企業が計画する大規模プロジェクト(高速鉄道路線、再生可能エネルギー、大学関連の計画、専用車線・軌道の公共交通)に対して、預金供託公庫の貯蓄基金からの貸付金の形で80億ユーロを融資することとしています。

また、この他にも、カリブ海・インド洋を中心にフランスが領有している海外地域についても、特別投資基金および1億3,500万ユーロ規模の助成を上乗せした投資計画を通して、特別な配慮がなされます

## 2 地方公共団体による地域経済対策について

### (1) 積極的な公共投資の実施

5月19日付のレゼコー紙によれば、先に紹介したFCTVAの前倒し交付を活用し、約18,700の地方公共団体が公共投資を大きく上乗せし、総額530億ユーロとすることを決めていると報道されています。これは2004-2007年の平均額を54%(約190億ユーロ)も上回る数字であり、FCTVAの前倒し効果が表れたものであると言われています。なお、特にフランスの最小自治単位であるコミューンにおいて例年の85%増とより積極的であり、次に地方(Regions)が30%増、県(Departments)で29%増となっています。

### (2) 企業向け融資に係る支援制度

中小企業を対象にした融資制度を設ける地方公共団体もあります。例えばレ・ペイ・ドゥ・ラ・ロワール地方では、州内にある地方銀行、経営者協会、起業支援・イノベーション振興機構(中小企業支援を目的とした国の機関)と連携し、6,000万ユーロの融資枠を設けました。この6,000万ユーロのうち、地方が負担するのは2,000万ユーロで、残り4,000万ユーロを銀行が負担します。1件当たりの融資額は30万から200万ユーロ、利率は約5%です。この融資は、中小企業による戦略的な経営を可能にするとともに、中期的成長計画の実施を可能にするものと期待されています。

また、ノール・パ・ド・カレ地方などのように、融資金額に対して最大70%の債務保証を行うことで、起業支援・イノベーション振興機構による融資準備期間の短縮を図っている自治体もあります。

### (3) 雇用あるいは労働者に係る支援制度

雇用の維持あるいは労働者の保護を目的とした支援策も進められています。

自動車産業の不振による影響を大きく受けているフランシュ・コンテ地方では、就業時間の短縮に伴って給与を減額されている「部分失業者」について、職業訓練の実施期間の雇用契約と給与を地方自治体において全額保障する制度を導入しました。この導入にあたっては、「実験的に実施する」ということで、制度の検討から実施までの期間を大幅に短縮しました。自動車産業に属する25社の従業員を対象に6カ月間の実施を予定しているとのこと。

ノール・パ・ド・カレ地方では、国による職業移行契約(CPT)制度の拡大措置を受けることを他の地域に先駆けて決定しました。このCPT制度とは、経済的な理由により解雇された就労者に対して報酬の80%を最長12カ月間支給するものであり、併せて個別就職支援や職業訓練などの強化支援も提供されます。ノール・パ・ド・カレ地方においては、域内11の地域で5,000人の労働者が対象になり、280万ユーロが割り当てられることになりました。

### (4) その他

公的機関による公共投資事業を受注している企業のなかにも、資金繰りが悪化して

いるものが出てきています。そこで、契約金額のうちの前払い分を通常よりも増額する自治体もあります。レゼコー紙によれば、アキテーヌ地方など複数の地方公共団体が実施しているようです。

### 3 まとめ

景気対策・雇用対策における地方公共団体の役割は決して小さくありません。地域の実情を反映した施策の実施により、地域住民のニーズに的確かつ効率的に対応することができます。

この観点に立ち、今回の一般調査報告書ではフランスにおける経済対策について地方公共団体の施策を中心に紹介しました。

国・地方を合わせた行政予算全体に占める地方公共団体分の予算額が比較的小さいことが特徴になっているフランスですが、それでも地方公共団体は、国、各地域の銀行、経営者団体等と連携してさまざまな経済の活性化対策、雇用の維持・創出策を実施していることが判ります。その財源として、地方債を発行する地方公共団体もあるようです。（ロワール地方の場合、地域内の企業支援を目的に、4,000万～8,000万ユーロの地方債を発行すると報道されています。）

一方で、この4月になって、フィヨン首相は2009年のフランス経済が2.5%のマイナス成長となる公算が大きいと述べるとともに、2010年についても、緩やかな回復にとどまるとの見通しを示しています。このため、地方公共団体による経済活性化対策もある程度息の長いものになることが予想されており、今後も新たな対応策の検討が続けられるようです。